

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令 (九五)
- 独立行政法人評価制度委員会令 (九六)
- 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令 (九七)
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令 (九八)
- 消費者庁組織令の一部を改正する政令 (九九)
- 経済産業省組織令の一部を改正する政令 (一〇〇)
- 防衛省組織令の一部を改正する政令 (一〇一)
- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律附則第二条に規定する政令で定める日を定める政令 (一〇二)
- 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令 (一〇三)
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令 (一〇四)

五 九 八 七 六

- 司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令 (一〇五)
- 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一〇六)
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一〇七)
- 警察庁組織令の一部を改正する政令 (一〇八)
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令 (一〇九)
- 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令 (一一〇)
- 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一一)
- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一二)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一三)
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一四)
- 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 (一一五)
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令 (一一六)
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令 (一一七)

三 三 三 三 三

- 平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令 (一一八)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令 (一一九)
- 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二〇)
- 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一二一)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二二)
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二三)

〔府 令〕

- 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府一三)
- 独立行政法人国民生活センターの業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (同一四)
- 消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同一五)
- 消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令 (同一六)
- 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令 (同一七)

三 三 三 三 三 三 三

- 指定消費生活相談員に係る消費生活相談員としての実務の経験を定める内閣府令 (同一八)

〔府令・省令〕

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛)

〔省 令〕

- 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令 (文部科学一〇)
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (同一一)
- 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働五一)
- 歯科技工士法に基づき指定登録機関及び指定試験機関に関する省令 (同一二)
- 社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令 (同一三)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令 (同一四)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらし」は、三ページに掲載されています。

四 四 四 四 四 四 四

(前のページより続き)
 ○ 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(厚生労働・国土交通一)

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (国土交通一一)

○ 子ども・子育て支援法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令 (同一三)

○ 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (同一四)

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (環境一〇)

○ 地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令 (同一一)

○ 防衛省の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する省令 (防衛二)

(告 示)

○ 半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件

(総務・農林水産・国土交通二)

○ 小学校学習指導要領の一部を改正する件 (文部科学六〇)

○ 中学校学習指導要領の一部を改正する件 (同一一)

○ 特別支援学校小学校学部・中学部学習指導要領の一部を改正する件 (同一二)

○ 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件 (同一三)

四

五

三

三

三

三

○ 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件 (同一四)

○ 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における特別支援学校小学校学部・中学部学習指導要領の特例を定める件 (同一五)

○ 平成二十七年年度において司書及び司書補の講習を実施する件 (同一六)

○ 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働一五二)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一五三)

○ 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件 (同一五四)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件 (同一五五)

○ 指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件 (同一五六)

○ 厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件 (同一五七、一七三)

六

三

三

六

六

七

○ 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件 (同一五八)

○ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件 (同一五九)

○ 厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件 (同一六〇)

○ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合の一部を改正する件 (同一六一)

○ 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件 (同一六一、一七七)

○ 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件 (同一六三)

○ 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件 (同一六四)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件 (同一六五)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件 (同一六六)

三

三

三

○ 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件 (同一六七)

○ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一六八)

○ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一六九)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一七〇)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一七一)

○ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一七二)

○ 児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件 (同一七四)

○ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件 (同一七五)

○ 厚生労働大臣が定める送迎の一部を改正する件 (同一七六)

三

七

六

九

二

○厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合の一部を改正する件
(同一七八)

○厚生労働大臣が定める児童等の一部を改正する件(同一七九)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件
(同一八〇)

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件(同一八一)

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域を定める件
(同一八二)

○平成二十七年年度の血液製剤の安定供給に関する計画(同一八三)

○平成二十七年年度の献血の推進に関する計画(同一八四)

○地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件
(同一八五)

○特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件
(同一八六)

二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく平成二十七年年度の単位掛金額を定める件
(同一八八)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の六第一項の規定により希少疾病用医薬品の指定を取り消した件(同一八九)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件
(同一九〇)

○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
(国土交通四四一)

○照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件等の一部を改正する件(同四四二)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
(同四四三)

○高速自動車国道に関する件
(同四四四)

二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇

本号で公布された
法令のあらまし

◇総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令(政令第九五号)
(総務省)

1 総務省組織令の一部改正関係
行政管理局の所掌事務を変更することとした。(第五五条関係)

2 行政管理局に置く管理官のうち、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを五人とすることとした。(第三六条関係)

3 行政評価局並びに同局企画課及び政策評価課の所掌事務を変更することとした。(第六一条、第四二条の二及び第四二条関係)

4 政策評価・独立行政法人評価委員会を政策評価審議会に改組することとした。(第一二一条関係)

5 政策評価審議会の所掌事務等を規定することとした。(第一二二条関係)

政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令(政令第九六号)
(総務省)

1 政策評価・独立行政法人評価委員会に設置されている政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会を廃止することとした。(第五五条関係)

2 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人評価制度委員会令(政令第九六号)
(総務省)

1 独立行政法人評価制度委員会(以下「委員会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。(第一一条関係)

2 委員会の定足数及び議決について定め、これらを部会の議事について準用することとした。(第二二条関係)

3 委員会の庶務は、総務省行政管理局に置かれる管理官が命を受けて行う場合を除き、同局企画調整課において処理することとした。(第三二条関係)

4 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。(第四二条関係)

5 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(政令第九七号)
(総務省)

1 高度専門職の在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三一九号)別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)をもって在留する者については、住民基本台帳力ードの有効期間の特例の対象から除くこととした。(第三〇条の三〇〇関係)

2 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第九八号)
(総務省)

1 国会議員の選挙等に係る投票所経費、事務費等の地域加算について、公務員給与における地域手当の改定等を踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。(第一一条関係)

2 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇

政令第百十八号

平成二十七年三月二十七日
平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。
附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

御名 御璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十号

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「幼稚園」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。
附則
この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則

国土交通大臣 太田 昭宏
内閣総理大臣 安倍 晋三

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十一号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四百一条第一項及び第二項、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第九条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）
第一条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項の表第四条第一項の項中

Table with 2 columns: Old text, New text. Row 1: 厚生年金基金, 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四百一条第一項及び第二項。 Row 2: 厚生年金基金, 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四百一条第一項及び第二項。 Row 3: 同条第七項, 平成二十六年改正

24033	フロペー2-エノー1-アミン重合体	9—3173
24034	1—(2-フロモエチル) —4-ニトロペンゼン	4—(12)—943
24035	(1S, 4S, 5S) —4-フロモ-6-オキサビシクロ [3. 2. 1] オクタジ-7-オン	8—(4)—1971
24036	2—(3-フロモ-5-クロロフェニル) —4, 6-ジフェニル-1, 3, 5-トリアジン	8—(3)—1412
24037	1-フロモ-4—(1, 1-ジフルオロエチル) ペンゼン	4—(15)—246
24038	2-フロモ-9, 9-ジメチル-9H-フルオリン	7—(1)—886
24039	(1S, 3S, 4S) —4-フロモ-3-ヒドロキシ-N, N-ジメチルシクロヘキサカルボキサミド	3—(4)—744
24040	5-フロモピリジン-2-カルボニトリル	8—(1)—3959
24041	1-フロモ-4-ペンチルペンゼン	4—(15)—247
24042	1, 1, 1, 5, 5, 5-ヘキサフルオロペンタン-2, 2, 4, 4-テトラオール	2—(8)—818
24043	ヘキシル=ニトリット	2—(7)—368
24044	1—〔3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘキサデカフルオロデシル オキシ〕 フロペン-2-イル=メタクリラ-2—〔3, 3, 4, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10-ヘキサデカフルオロデシル オキシ〕 フロピル=メタクリラ-2—の混合物	2—(6)—1996
24045	(5R) —5—〔〔1, 3-ペンゾチアゾール-2-イル) スルホニル〕 メチル〕 —2-ピロリドソ	8—(7)—1841
24046	1, 1'-(2—〔〔1, 3-ペンゾチアゾール-2-イル) (ヘキシル) ヒドロゾ〕 メチル〕 —1, 4-フエニルソ〕 オキシ〕 フエニル〕 = 4, 4-ビス(4—〔〔6—(テトラピロキシルオキシ) ヘキシル) フエニル〕 = ビス (trans-シクロヘキサソ-1, 4-ジカルボキサート)	8—(7)—1842
24047	4-ペンチルフェニル=trans-4-フロピル-1, 1'-ビ (シクロヘキサソ) —trans-4-カルボキサート	7—(3)—1004
24048	ホル酸と (3-sw-ホスアツチシル) コリンの反応生成物	11—(4)—890
24049	ブタネシラム=クロリド=3, 3-ジメチルブタン-1-イル	1—(2)—292
24050	末端に2-シアノフロペン-2-イル基を有する、スチレン・N-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジメチルペンシル) テラフルミド共重合体	9—3174
24051	2—〔〔3—(メタクリロイルオキシ) —1-アタタマニル〕 オキシ〕 フロペン酸	7—(2)—323
24052	(5-メチル-2-オキソ-1, 3-ジオキソール-4-イル) メチル=4—(2-ヒドロキシフロペン-2-イル)-2-フロピル-1—〔2—(1H-1, 2, 3, 4-テトラゾール-5-イル) ビラフェニル-4-イル〕 メチル]-1H-イミダゾール-5-カルボキサート	8—(3)—1413
24053	(5-メチル-2-オキソ-1, 3-ジオキソール-4-イル) メチル=4—(2-ヒドロキシフロペン-2-イル)-2-フロピル-1—〔2—(1-トリチル-1H-1, 2, 3, 4-テトラゾール-5-イル) (又は2-トリチル-2H-1, 2, 3, 4-テトラゾール-5-イル) ビラフェニル-4-イル) メチル〕 —1H-イミダゾール-5-カルボキサート (混合物)	8—(3)—1414
24054	3—(メチルスルファニル) —1, 2, 4-チアジゾール-5-アミン	8—(7)—1843
24055	N-メチル-3—(トリピニル) アニリン	4—(3)—197

24056	5-メチル-2—(4'-ニトロピラフェニル-4-イル) —1, 3-ペンゾオキサゾール	8—(7)—1844
24057	メチル= (Z) —2—(3-ニトロペンジラソ) —3-オキソブタラート	4—(7)—2524
24058	2-メチル-4, 6-ビス(トリクロメチル) —1, 3, 5-トリピジン	8—(3)—1415
24059	1-メチル-1H-ピラゾール-5-アミン-リン酸塩	8—(2)—2577
24060	S-メチル=ブタンチオアール	2—(4)—1289
24061	メチル= (3R) —3-[〔tert-ブチル (ジメチル) シリル〕 オキシ]-5-オキソ-6—(トリフェニル-λ ⁶ -ホスラテニラソ) ヘキサラート	4—(3)—198
24062	4—(5-メチル-1, 3-ペンゾオキサゾール-2-イル) ピラフェニル-4-アミン	8—(7)—1845
24063	1—(3-メチル-1-ペンゾラソ)-2-イル) エタソソ	8—(4)—1972
24064	2-メチル-2—(tert-ペンチルオキシ) グタンを開始剤とするテトラヒド酸・γブチル=メタクリラ-2-エチルヘキシル=テトラヒド酸・2-エチルヘキシル=メタクリラ-2・トリチル=メタクリラ-2・スチレン・トリスル=メタクリラ-2・トリチル=メタクリラ-2・ヒドロキシエチル=テトラヒドキシエチル=メタクリラ-2-アミノキシエチル=テトラヒド・メチル=メタクリラ-2・tert-ブチル=メタクリラ-2・メチル=水素=テトラヒド・メチル=メタクリラ-2共重合体	9—3175
24065	2-メトキシオキサソ	8—(4)—1973
24066	3—〔1-メトキシ-1-オキソフロペン-2-イル) オキシ〕 —1-ブタピニルメタクリラート	7—(2)—324
24067	6-メトキシピリダソ)-3-アミン-塩酸塩	8—(2)—2578
24068	2—〔4—(4-メトキシフェニル) -6-フェニル-1, 3, 5-トリアジン-2-イル) フェニルを主成分とする、(塩酸とヘキサテラソ下の塩) とナトリウム=メトキシドと2-ヒドロキシフェニルミドとメトキシ安息香酸の反応生成物	8—(3)—1416
24069	ユカソ (<i>Phyllanthus emblica</i>) 果実抽出液	11—(4)—891

○厚生労働省告示第三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十條第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて指定障害福祉サービス等及び基礎的障害福祉サービスに係る費用の算定に關する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一照を次のように改定し、平成二十七年四月一日から適用する。

児童養育施設の生活費	255単位	245単位	1404単位	388単位	587単位
564単位	670単位	644単位	753単位	724単位	836単位
919単位	884単位	83単位	80単位	105単位	101単位
32単位	146単位	196単位	189単位	237単位	229単位
264単位	309単位	298単位	35単位	34単位	35単位
101単位	196単位	189単位	274単位	264単位	344単位
70単位	67単位	101単位	101単位	97単位	344単位
〔障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第40号）や〔障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）及び〔第1条第2号に掲げる利用者〕や〔第2条第1号に掲げる利用者〕並びに〔同条第2号の4の2の項による〕。〕					
(4) 特定事業所加算(A)					
所定単位数の100分の5に相当する単位数					

「単独型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所)や「短期入所サービス費(Ⅱ)の算定対象となる利用者に対し、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算する。」

「空床利用型事業所又は1のハの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費及び9の緊急短期入所施設確保加算を算定している空床利用型事業所以外の事業所」や「指定短期入所事業所」及び「から起算して7日を限度として、1日につき」や「について、」及び「居宅」や「居宅等」及び「居宅」等について、1日につき180単位を算定する。

「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ」1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。))において行う場合(単独型事業所を除く。)においては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合においては1000分の31に相当する単位数)

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所において行う場合(単独型事業所を除く。))においては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の17に相当する単位数)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1及び2により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1及び2により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ」ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数(指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所)や「短期入所サービス費(Ⅱ)の算定対象となる利用者に対し、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算する。」

「空床利用型事業所又は1のハの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費及び9の緊急短期入所施設確保加算を算定している空床利用型事業所以外の事業所」や「指定短期入所事業所」及び「から起算して7日を限度として、1日につき」や「について、」及び「居宅」や「居宅等」及び「居宅」等について、1日につき180単位を算定する。

「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ」1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。))において行う場合(単独型事業所を除く。)においては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合においては1000分の31に相当する単位数)

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所において行う場合(単独型事業所を除く。))においては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合においては1000分の17に相当する単位数)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1及び2により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1及び2により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

3 八については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の夜間支援等体制加算(Ⅲ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

別表第12のニヤクのイロ

Ⅰ 送迎加算

イ 送迎加算(Ⅰ)

ロ 送迎加算(Ⅱ)

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はそのみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下このⅠにおいて同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第12のニヤクのイロ

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅵ)

ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅶ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

(4) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 102単位
 (5) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 146単位

ロ 就労継続期間が12月以上24月未満の者

(1) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 25単位

(2) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 41単位

(3) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 61単位

(4) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 88単位

(5) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 125単位

ハ 就労継続期間が24月以上36月未満の者

(1) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 21単位

(2) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 34単位

(3) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 51単位

(4) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 73単位

(5) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 105単位

注 指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く）、指定就労移行支援等であった日の属する年度の前年度において、イからハまでの掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。

別表第12のニヤクのイロ

Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

Ⅱ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

Ⅲ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

Ⅳ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

Ⅴ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

Ⅵ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅵ)

Ⅶ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅶ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

注 Ⅰについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、この福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

Ⅷ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅷ)

「就業移行支援体制加算」や「就労定着支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

- イ 送迎加算(1) 27単位
- ロ 送迎加算(II) 13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はそのみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この14において同じ。において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

- イ 及びロの算定に当たって、次の1から(9)までのいずれかに該当する場合(ただし、(3)から(7)までについては、平成27年10月1日以降に限り、(8)及び(9)については、平成27年9月30日までに限る。)に、それぞれ(1)から(9)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画(指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95
- (3) 平均利用時間(過去3月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延べ利用時間を当該利用者の延べ人数で除したものをいう。以下同じ。)が、時間未満の場合 100分の30
- (4) 平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 100分の40
- (5) 平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 100分の50
- (6) 平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 100分の75
- (7) 平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 100分の90
- (8) 週20時間未満の利用者(9)において「短時間利用者」という。)が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 100分の90
- (9) 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分の75

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

- ハ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

- イ 送迎加算(1) 27単位
- ロ 送迎加算(II) 13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はそのみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この13において同じ。において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

「就業移行支援体制加算」に該当しない場合は、算定しない。

単位」を「二一、九五〇単位」に改め、同ホの(2)中「及び(4)」を削り、「三二、二〇〇単位」を「二二、九九〇単位」に、「一五、四三〇単位」を「二五、九八〇単位」に、「九、六四〇単位」を「九、九八〇単位」に、「五、一一〇単位」を「五、三二〇単位」に、「三、四八〇単位」を「三、六一〇単位」に、「二、六九〇単位」を「二、七九〇単位」に、「八、六六〇単位」を「八、九七〇単位」に改め、同ホの(3)中「(4)に掲げる者を除く。」を削り、「一九、五四〇単位」を「二〇、二四〇単位」に改め、同ホの(4)を削り、同号へ中「二、一一〇単位」を「三、一九〇単位」に改め、同号ト中「一一、九八〇単位」を「一二、四一〇単位」に、「八、七〇〇単位」を「九、〇二〇単位」に、「六、八〇〇単位」を「七、〇五〇単位」に、「三、〇九〇単位」を「三、二〇〇単位」に、「一〇、五六〇単位」を「一〇、九四〇単位」に、「七、二九〇単位」を「七、五五〇単位」に、「五、三四〇単位」を「五、五四〇単位」に改め、同号チ中「八、四四〇単位」を「八、七四〇単位」に、「五、一六〇単位」を「五、三五〇単位」に、「三、二六〇単位」を「三、三八〇単位」に改め、同号リ中「一一、三三〇単位」を「一二、〇八〇単位」に改め、及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者(下及び子に掲げる者を除く。)を削り、「三、一〇〇単位」を「三、三二〇単位」に改める。

別表を次のように改める。

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千零八
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

第二 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件(平成二十六年厚生労働省告示第八十三号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第一条三号」を「第一条三号」に、「第二条二号」を「第二条二号」に、「第一条二号」を「第一条二号」に、「第二条一号」を「第二条一号」に改める。

○厚生労働省告示第五百五十五号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日
本文中「五万八千円」を「五万三千五百円」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

○厚生労働省告示第五百五十六号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の業務の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五条第一項(同令第七条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一条第五号中「が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護」を「の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等」に改め、同条第七号中「が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護」を「の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護」に改める。

別表第五の表中「実習」を「演習」に改める。

別表第八の表を次のように改める。

区分	科目	時間数	備考
別表第八(第七号関係)	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	二・五	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	三・五	
	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	二	
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	二	
	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	一	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	二・五	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	二・五	
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	二・五	
	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	三・五	
	記録に基づく支援の評価に関する演習	一	
危機対応と虐待防止に関する演習	一		
合計		二四	

○厚生労働省告示第五百五十七号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百五号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

		六級地																			
神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	北海道	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県
小田原市、三浦市、二宮町、中井町、大井町、箱根町	東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	野田市、東金市、流山市、八街市、富里市、山武市、酒々井町、栄町、大網白里町	熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、杉戸町、白岡町、松伏町	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、榛東村、玉村町、千代田町、大泉町	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町、野木町	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町	札幌市	大和高田市、橿原市、御所市	伊丹市、川西市、三田市、猪名川町	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、豊能町、忠岡町、千早赤阪村	宇治市、宇治田原町	守山市、粟東市、野洲市	津市、四日市市	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、尾張旭市、長久手市	静岡市、沼津市、御殿場市	甲府市	平塚市、逗子市、秦野市、伊勢原市、葉山町、寒川町、山北町、清川村	奥多摩町	木更津市、茂原市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、白井市、長柄町、長南町	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、新座市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、三芳町

その他																							
全ての都道府県	長崎県	佐賀県	福岡県	香川県	山口県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県		
一級地から六級地まで以外の地域	長崎市	佐賀市	北九州市、飯塚市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	高松市	岩国市、周南市	呉市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町	岡山市	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町	桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原本町、曾爾村、明日香村	姫路市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町	柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河内町	向日市、長岡京市、木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村	彦根市、長浜市、甲賀市、高島市、米原市、多賀町	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町	東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町	水町、長泉町、小山市、川根本町、森町	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町	笠松市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、坂祝町	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃市、大町市、下諏訪町、筑北村	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、福井市	金沢市	富山市、南砺市

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものでない。
第三号中「第10」を「第9」に改める。

○厚生労働省告示第百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

- 第一号ハの次に次のように加える。
- 二 特定事業所加算Ⅳ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

- (3) 指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定居宅介護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。
- (4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

第二号イの(1)中「見込額」の下に「賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。」を加え、同号イの(3)に次のただし書を加える。
ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

- 第二号イの(7)を次のように改める。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもつて作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

第二号イの(8)中「平成二十年十月」を「平成二十七年四月」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもつて作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

- (3) 平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ロの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- 第二号ハの次に次のように加える。
- 二 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

第五号イの(8)中「であること」を「又は重度訪問介護従業者として六千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること」に改め、ただし書を削る。

- 第九号ハの次に次のように加える。
- 二 特定事業所加算Ⅳ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (3) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定同行援護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。
- (4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

第十三号ハの次に次のように加える。

- 二 特定事業所加算Ⅳ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (3) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定行動援護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。
- (4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

第二十三号から第二十五号までを次のように改める。
 二十三 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準
 第四号の規定を準用する。
 二十四 介護給付費等単位数表第8の3の注の厚生労働大臣が定める基準
 第二号の規定を準用する。
 二十五 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 第三十二号中「注1」の下に「及び注2」を加え、同号口の(1)中「就労移行支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。」を削る。
 第三十五号中「第12の13の注2」を削り、同号イ中「就労継続支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。」を削る。

○厚生労働省告示第百五十九号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十一条第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 第一号口中「平成二十四年四月一日前」を「平成二十九年四月一日以降」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同号二中「事業の開始の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間」を削り、同号ホ中「当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間」を「から起算して三年間」に改め、同号へ中「第五十八号」の下に「第百七条」を加え、同号ト中「平成二十七年三月三十一日までの間」を「当該多機能型生活介護事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間」に改める。

○厚生労働省告示第百六十号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）、第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十八号（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）別表に定める内容に相当するもの）以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に二年以上従事した経験を有するものにあつては、平成三十年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める者第十一号に掲げる者に該当するものとみなす。

平成二十七年三月二十七日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第七号中「第十三号」を「第十二号」に、「第十八号又は第十九号」を「第十七号から第十九号まで」に改め、第十一号を削り、第十二号中「行動援護サービス費の注3ただし書」を「介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3本文」に改め、「(前号に掲げる者を除く。）」を削り、同号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。
 十二 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者
 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
 十三 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者
 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算Ⅲの算定を受けている指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者にあつては当該研修を修了しているものとみなす。）

○厚生労働省告示第百六十一号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第百五十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
 平成二十七年三月二十七日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二号ハの表を次のように改める。
 厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準
 百分の八十五
 百分の七十

指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められていない営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が四時間以上六時間未満であること。	百分の八十五
営業時間が四時間未満であること。	百分の七十

○厚生労働省告示第百六十二号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
 平成二十七年三月二十七日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三号ハをホとし、ロの次に次のように加える。
 八 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算の口の重度障害者支援加算Ⅲを算定すべき指定施設入所支援等の施設基準
 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。
 (1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。
 (2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三

月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号)による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、強度行動障害者支援者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

二 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等の施設基準指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置(介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合)にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。以下この二において「人員配置」という。に加え、強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修(居宅介護従事者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ))の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、人員配置に加え、強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

第七号口中「医療連携体制加算(V)」を「医療連携体制加算(V)」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ中「指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。」を削り、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。
イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ)の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。
(1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の1の6の注に規定する者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(2) 指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修(実践研修) 又は第二号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号) 附則第四条に規定する第二号研修をいう)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、強度行動障害者支援者養成研修(実践研修) 又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(3) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修) 又は第三号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この(3)において「研修修了者」という)の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成二十八年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修) 又は第三号研修の受講を予定している者(以下この(3)において「研修受講予定者」という)の割合が百分の十以上である場合、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修受講予定者の割合が百分の二十以上である場合、同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、研修受講予定者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

○厚生労働省告示第百六十三号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等(平成十八年厚生労働省告示第百五十二号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
第一号のイの(1)中「七百九十九単位」を「八百二単位」に改め、同イの(2)中「七百七十九単位」を「七百八十一単位」に改め、同号のロ中「八百八十九単位」を「八百九十二単位」に、平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「六十八単位」を「四十八単位」に改め、同号のハ中「九百五十八単位」を「九百六十一単位」に改める。

○厚生労働省告示第百六十四号
児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第百六十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
本文中「五万八千円」を「五万三千五百円」に改める。

○厚生労働省告示第百六十五号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第百三十三号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
附則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十六号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十二条の四第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額(平成十九年厚生労働省告示第百三十四号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
本文中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十七号
児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第百四十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
附則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十八号
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第三項第二号の規定(これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む)に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
平成二十七年三月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の12の次に次のように加える。

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(1)

ロ 関係機関連携加算(II)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就学予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(VI) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(VII) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(VIII) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(VI) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(VII) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(VIII) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位数
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の2までにより算定した単位数の59に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(VI) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(VII) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

別表第2の8の次に次のように加える。

8の2 送迎加算

注

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対し、その居室等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

8の3 保育職員加配加算

注

保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 延長支援加算

イ 肢体不自由児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合 61単位数
(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位数
(3) 延長時間2時間以上の場合 123単位数

ロ 重症心身障害児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合 128単位数
(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位数
(3) 延長時間2時間以上の場合 256単位数

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の2までにより算定した単位数の59に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(VI) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ヘ 福祉・介護職員処遇改善加算(VII) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対し、その居室等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

別表第2の8の次に次のように加える。

37単位数

92単位数

123単位数

61単位数

92単位数

123単位数

128単位数

192単位数

256単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

200単位数

「児童福祉法」第110条第1項第1号イの「児童福祉施設」に該当するものとして、指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2人以上配置し、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - イ 利用定員が5人の場合 1,329単位
 - ロ 利用定員が6人の場合 1,112単位
 - ハ 利用定員が7人の場合 958単位
 - ニ 利用定員が8人の場合 842単位
 - ホ 利用定員が9人の場合 751単位
 - ヘ 利用定員が10人の場合 679単位
 - ヘ 利用定員が11人以上の場合 577単位
- (2) 休業日に行う場合
 - イ 利用定員が5人の場合 1,608単位
 - ロ 利用定員が6人の場合 1,347単位
 - ハ 利用定員が7人の場合 1,160単位
 - ニ 利用定員が8人の場合 1,020単位
 - ホ 利用定員が9人の場合 911単位
 - ヘ 利用定員が10人の場合 824単位
 - ヘ 利用定員が11人以上の場合 699単位

「児童福祉法」第110条第1項第1号ロの「児童福祉施設」に該当するものとして、指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2人以上配置し、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

- 3 イの(1)については、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 利用定員が10人以下の場合 9単位
 - ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 6単位
 - ハ 利用定員が21人以上の場合 4単位
- 4 イの(2)については、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 利用定員が10人以下の場合 12単位
 - ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位
 - ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

「児童福祉法」第63条イ「第37条」及び「第40条」に規定する「児童福祉施設」に該当するものとして、指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合、片道につき所定単位数を加算する。

- 1 利用定員が5人の場合 410単位
- 2 利用定員が6人の場合 342単位
- 3 利用定員が7人の場合 293単位
- 4 利用定員が8人の場合 256単位
- 5 利用定員が9人の場合 228単位
- 6 利用定員が10人の場合 205単位
- 7 利用定員が11人以上の場合 102単位

「児童福祉法」第110条第1項第1号ロの「児童福祉施設」に該当するものとして、指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2人以上配置し、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

- 8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員等又は指導員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届

け出た指定放課後等デイサービス事業所（イを算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2人以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に依り、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

- イ 児童指導員等を配置する場合
 - (1) 利用定員が10人以下の場合 195単位
 - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位
 - (3) 利用定員が21人以上の場合 78単位
- ロ 指導員を配置する場合
 - (1) 利用定員が10人以下の場合 183単位
 - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位
 - (3) 利用定員が21人以上の場合 73単位

「児童福祉法」第110条第1項第1号ロの「児童福祉施設」に該当するものとして、指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2人以上配置し、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

- 2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるもの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(イ)を算定している場合は、算定しない。

「児童福祉法」第110条第1項第1号ロの「児童福祉施設」に該当するものとして、指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合、片道につき所定単位数を加算する。

- 9 送迎加算
 - イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位
 - ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位
- 注1 イについては、就学児等（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児等（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

- 10 延長支援加算
 - イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合
 - (1) 延長時間1時間未満の場合 61単位
 - (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位
 - (3) 延長時間2時間以上の場合 123単位

八級地

児童発達支援	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所施設において行う場合	主として	千分の千四十三
										主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合

九級地

児童発達支援	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所施設において行う場合	主として	千分の千四十三
										主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合

		障害児入所支援 指定福祉型障害児入所施設において行う場合		保育所等訪問支援		医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む) 放課後等デイサービス		指定児童発達支援事業 場所等において行う場合	
主として自閉症児を入所させる場合		主として知的障害のある児童を入所させる場合		主として知的障害のある児童を入所させる場合		主として重症心身障害児を通過させる場合		主として重症心身障害児を通過させる場合	
当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合	
当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合	
千分の千二十四		千分の千二十五		千分の千二十五		千分の千二十四		千分の千二十四	

		障害児入所支援 指定福祉型障害児入所施設において行う場合		保育所等訪問支援		医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む) 放課後等デイサービス		児童発達支援 指定児童発達支援事業 場所等において行う場合		十二級地 障害児相談支援		指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む)	
主として自閉症児を入所させる場合		主として知的障害のある児童を入所させる場合		主として知的障害のある児童を入所させる場合		主として重症心身障害児を通過させる場合		主として重症心身障害児を通過させる場合		主として重症心身障害児を通過させる場合		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	
当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する指定福祉型施設において行う場合	
当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合	
千分の千十七		千分の千十八		千分の千十九		千分の千二十三		千分の千十八		千分の千二十三		千分の千二十四	

八級地				七級地				六級地				五級地																	
神奈川県	千葉県	埼玉県	茨城県	大阪府	京都府	埼玉県	茨城県	福岡県	広島県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	大阪府	愛知県	東京都	千葉県	茨城県	奈良県	兵庫県	大阪府	
平塚市、寒川町	佐倉市、市原市	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	日立市	羽曳野市	京田辺市	東松山市、朝霞市	牛久市	福岡市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	神戸市、尼崎市	堺市、豊中市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、大東市、摂津市、東大阪市	京都市	大津市、草津市	鈴鹿市	綾瀬市	相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、座間市、	三鷹市、小金井市、東大和市、あきる野市	市川市、松戸市、富津市、四街道市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市	池田市	豊明市	青梅市、東村山市	千葉市、習志野市、八千代市	守谷市	天理市	宝塚市	吹出市、寝屋川市、箕面市、高石市

十一級地				十級地				九級地																				
千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	福岡県	大阪府	愛知県	神奈川県	埼玉県	茨城県	宮城県	奈良県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県	千葉県	埼玉県	栃木県	茨城県	宮城県	兵庫県	滋賀県	三重県	愛知県
野田市、東金市、流山市、酒々井町、栄町	春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、鳩山町、杉戸町	高崎市	大田原市	春日市、福津市	柏原市、交野市	みよし市	小田原市	坂戸市	龍ヶ崎市	多賀城市	大和高田市、橿原市	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、大阪狭山市、忠岡町	宇治市、亀岡市	守山市	津市	瀬戸市、碧南市、大府市	静岡市、沼津市、御殿場市	甲府市	秦野市、伊勢原市、葉山町	茂原市、柏市、白井市	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、三郷市	宇都宮市	古河市、ひたちなか市	仙台市	伊丹市、川西市、三田市	栗東市	四日市市	西尾市、知多市

												十二級地																		
滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	北海道	福岡県	香川県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	神奈川県
長浜市	名張市、伊賀市	豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市	大垣市、多治見市、美濃加茂市	長野市、松本市、諏訪市	福井市	金沢市	富山市	武蔵村山市	八街市	熊谷市	前橋市、太田市	鹿沼市、小山市	筑西市	名取市	札幌市	太宰府市、新宮町、粕屋町	高松市	和歌山市、橋本市	香芝市、王寺町	明石市	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子町	向日市、長岡京市、木津川市	彦根市	桑名市	岡崎市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、弥富市、豊山町	磐田市	岐阜市	塩尻市	三浦市、二宮町

												十四級地												十三級地												その他
府県	香川県	徳島県	広島県	滋賀県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	新潟県	千葉県	群馬県	栃木県	茨城県	兵庫県	滋賀県	三重県	愛知県	埼玉県	栃木県	茨城県	長崎県	福岡県	山口県	広島県	岡山県	奈良県	兵庫県	大阪府							
全ての都道府県	坂出市	徳島市、鳴門市、阿南市	三原市、東広島市	東近江市	常滑市、飛島村	藤枝市	各務原市	伊那市	南アルプス市	新潟市	木更津市、君津市	渋川市	栃木市、真岡市	笠間市、鹿嶋市	赤穂市	甲賀市	亀山市	豊川市、田原市	羽生市、滑川町	下野市	神栖市	長崎市	北九州市、筑紫野市、糸島市、宇美町	周南市	廿日市市、海田町、坂町	岡山市	桜井市、宇陀市、斑鳩町	姫路市、加古川市、三木市	四條駿市							

第三号を次のように改める。
 三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。
 第四号及び第五号を削る。

○厚生労働省告示第百七十四号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

附則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第二十七条の十三第一項第二号又は第四号」を「第二十七条の十三第一項第二号から第四号まで」に改める。

○厚生労働省告示第百七十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号イ(6)中「ロ」を「二」に改め、第三号を次のように改める。

三 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成二十七年四月一日前の場合にあつては平成二十八年三月三十一日までの間、平成二十九年四月一日以降の場合にあつては平成三十年三月三十一日までの間）は、前号の要件を満たしているものとみなす。

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該事業所又は施設等において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、第二号の要件を満たしているものとみなす。

○厚生労働省告示第百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める送迎（平成二十四年厚生労働省告示第百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号を次のように改める。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1及び注2の厚生労働大臣が定める送迎

イ 送迎算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。
- (2) 原則として、当該月において、一回の送迎につき、平均十人以上（ただし、利用定員が二十人未満の事業所にあつては、一回の送迎につき、平均的に定員の百分の五十以上）の利用者が利用していること。
- (3) 原則として、当該月において、週三回以上の送迎を実施していること。

ロ 送迎算(II)

イ(1)の基準に適合し、かつ、イ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 第三号中「第11」を「第10」に、「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第15」に、「第14」を「第14」に改める。

○厚生労働省告示第百七十七号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二号の次に次の一号を加える。

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準

児童指導員、保育士又は指導員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百三十八号）以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

第四号の次に次の一号を加える。

四の二 通所給付費等単位数表第1の11の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

第六号の次に次の一号を加える。

六の二 通所給付費等単位数表第2の8の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

第九号を次のように改める。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準
 第二号の二の規定を準用する。

第十一号の次に次の一号を加える。
 十一の二 通所給付費等単位数表第3の9の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。
 第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2の厚生労働大臣が定める施設基準
 次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であつて(一)の期間が通算して五年以上であるもの又は(二)の期間が通算して十年以上であるものを配置していること。

(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービスマネジメント若しくは心理指導担当職員として配置された日以後障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間
 (二) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間
 ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

第十三号の次に次の一号を加える。
 十三の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の2の厚生労働大臣が定める施設基準

福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。
 第十四号中「福祉型障害児入所給付費」を「福祉型障害児入所施設給付費」に、「イからホまで」を「イからへまで」に改め、ホをへとし、ロをホとし、ハをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の算定に關する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第六十九号)による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

第十五号中「福祉型障害児入所給付費」を「福祉型障害児入所施設給付費」に改め、第十八号の次に次の二号を加える。
 十八の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める施設基準

第十三号の二の規定を準用する。
 十八の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準
 次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 イ 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。
 ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
 ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所が認められた障害児が五人以上いること。

○厚生労働省告示第七十八号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成二十四年厚生労働省告示第百七十一号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
 平成二十七年三月二十七日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号ハの表を次のように改める。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準

指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の八十五
(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	百分の七十
(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。	

第二号ロの表を次のように改める。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の八十五
(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	百分の七十
(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。	

指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。	百分の七十
(1) 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十
(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。	

第三号ハの表を次のように改める。

<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p>	<p>百分の八十五</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p>	<p>百分の七十</p>

○厚生労働省告示第七十九号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等(平成二十四年厚生労働省告示第百七十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成二十七年三月二十七日

第一号中「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。))を「通所給付費等単位数表」に改め、同号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。))第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第百三十八号)別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。))の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第二号イの(1)中「見込額」の下に「(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。))」を加え、同イの(3)に次のただし書を加える。

ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

第二号イの(7)を次のように改める。

- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

第二号イの(8)中「平成二十年十月」を「平成二十七年四月」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ
 - (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (2) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ハ (1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ロの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- 第二号ハの次に次に加える。
 - 二 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ
 - イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)別表障害児入所給付費単位数表(以下「入所給付費単位数表」という。))第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7の厚生労働大臣が定める基準

従業者であつて強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが支援を行うこと。

第十三号中「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)別表障害児入所給付費単位数表(以下「入所給付費単位数表」という。))」を「入所給付費単位数表」に改め、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める基準

第十二号の二の規定を準用する。

○厚生労働省告示第八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二十五号)の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準

一 専ら指定計画相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)以下「法」といふ)第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう)の提供に当たたる常勤の相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)以下「指定基準」といふ)第三条に規定する相談支援専門員をいう。二において同じ)を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たたる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。二において同じ)を修了していること。

二 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

八 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

二 指定特定相談支援事業所(指定基準第三条に規定する指定特定相談支援事業所をいう)の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ホ 基幹相談支援センター(法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。へにおいて同じ)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。

ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

○厚生労働省告示第八十一号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二十六号)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二十六号)別表障害児相談支援給付費単位数表(以下「障害児相談支援給付費単位数表」といふ)第三の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」といふ)第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ)を作成する障害児相談支援対象保護者(法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ)に対して指定障害児支援利用援助(同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ)を行った場合

ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援(法第六条の二の二第二項に規定する障害児通所支援をいう)又は障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)以下「障害者総合支援法」といふ)第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう)を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合

二 障害児相談支援給付費単位数表第四の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 専ら指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ)の提供に当たたる常勤の相談支援専門員(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)以下「指定基準」といふ)第三条に規定する相談支援専門員をいう。二において同じ)を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修(指定障害児相談支援の提供に当たたる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二十五号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。二において同じ)を修了した相談支援専門員を、名以上配置していること。

ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

八 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

二 指定障害児相談支援事業所(指定基準第三条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう)の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ホ 基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。へにおいて同じ)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること。

ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

○厚生労働省告示第八十二号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二十二号)に基づき厚生労働大臣が定める地域を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島三豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地

五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村

六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島

七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

○厚生労働省告示第百八十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十七年年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成二十七年年度の血液製剤の安定供給に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号。以下「法」という。）第三条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確保なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 アルブミン 加熱人血漿たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン
 - 二 組織接着剤 フィブリノゲン加第Ⅻ因子及びフィブリノゲン配合剤
 - 三 血液凝固第Ⅷ因子 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子
 - 四 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子
 - 五 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（輸入されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅶ因子
 - 六 トロンピン トロンピン（人由来のものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅶ因子
 - 七 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH四処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH四処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
 - 八 抗H Bs人免疫グロブリン 抗H Bs人免疫グロブリン、乾燥抗H Bs人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗H Bs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗H Bs人免疫グロブリン
 - 九 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
- 第一 平成二十七年年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量
平成二十七年年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第一のとおりとする。
- 第二 平成二十七年年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標
第一及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成二十七年年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第二のとおりとする。

第三 平成二十七年年度に確保されるべき原料血漿の量の目標
第二を踏まえ、平成二十七年年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、九十一万リットルとする。

第四 平成二十七年年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標
平成二十七年年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第三のとおりとする。

第五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

一 原料血漿の配分
倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。

- 1 原料血漿の標準価格は、(1)又は(2)に掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)又は(2)に定めるとおりとする。
- (1) 凝固因子製剤用 一リットル当たり一〇、九五〇円
- (2) その他の分画用 一リットル当たり一〇、〇二〇円
- 2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

- (1) 一般財団法人化学及血清療法研究所
イ 凝固因子製剤用 十九万リットル
ロ その他の分画用 十七万リットル
- (2) 日本製薬株式会社
イ その他の分画用 二十四万リットル
- (3) 一般社団法人日本血液製剤機構
イ 凝固因子製剤用 二十八・五万リットル
ロ その他の分画用 三万リットル

(注) 1 「凝固因子製剤用」とは、採血後六時間以内又は八時間以内凍結させた原料血漿であつて、血液凝固第Ⅷ因子を含む全ての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 「その他の分画用」とは、採血後六時間以上又は八時間以上経過した後に凍結させた原料血漿であつて、血液凝固第Ⅷ因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

二 血液製剤の安定供給の確保のために望ましい在庫
平成二十七年三月に、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子の出荷一時停止等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるように製造販売業者等は一定量の在庫を保有することが望ましい。

別表第一 平成27年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	需要見込量
γグロブリン	25%50mL 1瓶	2,752,300
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	6,000